

# 感染症による『保育園登園停止期間の基準』について

保護者の皆さまへ

保育園では、お子様が感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲と子どもたちへの感染予防の為、登園をご遠慮頂いております。医師の診断や治療のあと病気が治り、または軽快して、他の園児にうつすおそれなくなりましたら、裏面の「登園許可証・登園届」をご持参のうえ、登園くださいますようお願いいたします。

## ① 医師が記入する「登園許可証」が必要な感染症

病名	登園のめやす
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること (無症状の場合は、検体最終日を 0 日として、5 日を経過すること)
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	発疹に伴う発熱が解熱した後 3 日経過するまで
風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮 (かさぶた) 化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日経過するまで
結核	症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎 (はやり目)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	医師により感染のおそれがないと認められるまで

## ② 医師の診断により、保護者が記入する「登園届」が必要な感染症

感染症名	登園めやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、 アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発疹が痂皮 (かさぶた) 化していること
突発性発しん	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス	発熱、咳などの症状が安定し、全身状態が良いこと

① 登園許可証（医師の証明）

② 登園届（医師の診断に伴い、保護者が記入）

どちらかに○印を記入

いんくるーじょん保育園

施設長 宛

園児名

年 月 日 生

① 登園許可証が必要

該当疾患に✓をお願いします。

<input type="checkbox"/>	麻しん（はしか）※
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ※
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘（水ぼうそう）
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱）※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	髄膜炎菌性髄膜炎

② 登園届が必要

該当疾患に✓をお願いします。

<input type="checkbox"/>	溶連菌感染症
<input type="checkbox"/>	マイコプラズマ型肺炎
<input type="checkbox"/>	手足口病
<input type="checkbox"/>	伝染性紅斑（リンゴ病）
<input type="checkbox"/>	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等）
<input type="checkbox"/>	ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/>	RS ウイルス感染症
<input type="checkbox"/>	帯状疱疹
<input type="checkbox"/>	突発性発しん
<input type="checkbox"/>	ヒトメタニューモウイルス
<input type="checkbox"/>	その他（ ）

上記の感染症に罹患しましたが、症状も回復し、裏面の「登園のめやす」に基づき集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名：

医師名（①の場合のみ）：

保護者名（②の場合のみ）：

○かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症についての「登園許可証」の記入をお願いします。

上記（※）の感染症は、必ずしも治癒の確認は必要ありません。症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。